

八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（工事）【令和7年度受付用】

令和7・8・9年度における八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請の令和7年度受付を下記の要領により行う（市役所分・市立病院分の受付を一元化して行う。）。

なお、水道局に関する入札等の参加には、令和7年度から大阪広域水道企業団との水道事業統合により、大阪府の入札参加資格者名簿への登録が必要。

記

1. 受付対象業種（建設工事）

業 種	コード	業 種	コード
土木一式工事	0 1	ガラス工事	1 6
建築一式工事	0 2	塗装工事	1 7
大工工事	0 3	防水工事	1 8
左官工事	0 4	内装仕上工事	1 9
とび・土工・コンクリート工事	0 5	機械器具設置工事	2 0
石工事	0 6	熱絶縁工事	2 1
屋根工事	0 7	電気通信工事	2 2
電気工事	0 8	造園工事	2 3
管工事	0 9	さく井工事	2 4
タイル・れんが・ブロック工事	1 0	建具工事	2 5
鋼構造物工事	1 1	水道施設工事	2 6
鉄筋工事	1 2	消防施設工事	2 7
舗装工事	1 3	清掃施設工事	2 8
しゅんせつ工事	1 4	解体工事	2 9
板金工事	1 5		

2. 資格要件

申請者は、次の各号に掲げる事項にすべて該当していること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- （2） 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けていること。
- （3） 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けており、かつ[5. 受付期間]に示す受付終了日（令和6年12月20日）時点において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（審査基準日が令和5年5月21日以降のもの）を取得していること。
- （4） 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、法人市民税又は住民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- （5） 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要

網別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

- (6) 次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として全て加入していること。ただし、社会保険について適用が除外されている者を除く。

1. 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険
2. 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険
3. 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険

3. 市内業者の定義

市内業者とは、次のすべての条件を満たすものをいう。

ア 法人にあっては、八尾市内に登記簿上の本店があるもの。個人にあっては、八尾市内に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）による住所を有しているもの。

イ 建設業許可において、主たる営業所の所在地又は住所が八尾市内であること。

ウ 八尾市に法人市民税又は住民税の納税義務のあるもの。

4. 申請業種

申請できる業種の数、は、工事と業務を併せて 2 業種以内。ただし、市内業者は、5 業種以内。

※工事と業務を併せて申請する場合は、希望順位を記入すること。

5. 受付期間

令和 6 年 11 月 7 日（木）から令和 6 年 12 月 20 日（金）まで **当日消印有効**

6. 申請方法

次の(1)及び(2)の手順により、令和 6 年 12 月 20 日（金）までに、以下の手続きのすべてを行うこと。

- (1) インターネットを利用して、八尾市業者登録受付システム（以下「システム」という。）にアクセス ⇒ 「申請者整理票（工事）」に必要事項を入力 ⇒ 「申請者整理票（工事）」をシステムに登録。

システムの操作方法については、「本市ホームページ」－「事業者向け」－「入札／契約」－「入札・契約に係る新着情報」－「入札参加資格に係る新着情報」－「令和 7 年度八尾市競争入札参加資格審査申請について」－「令和 7 年度八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請について（建設工事及び工事関連業務）」内にある「操作マニュアル」及び「申請者整理票の入力方法及び注意点（工事）」を参照。

- (2) 「申請者整理票（工事）」をシステムに登録後、[9. 提出書類]に示す書類を、P 5「書類の綴じ方（イメージ）」を参照のうえ準備し、これら全てを封筒に入れ、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）で提出すること。なお、封筒の表面（宛名面）には宛先シートを貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

■提出先■

〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）

※必ず受付期間内に提出すること。

※窓口へ直接持参しないこと。

システムへのアクセス方法

「八尾市業者登録受付システム」

https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/shin/start.do?KIKAN_NO=0212&BUKYOKU_NO=01

「本市ホームページ」－「事業者向け」－「入札／契約」－「入札・契約に係る新着情報」－「入札参加資格に係る新着情報」－「令和7年度八尾市競争入札参加資格審査申請について」－「令和7年度八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請について（建設工事及び工事関連業務）」－「八尾市業者登録受付システムへ」からアクセス。

インターネットの環境が整っていない場合など、システムにアクセスできない場合は、契約検査課 契約係（工事担当）まで連絡すること。

7. 問合せ先

◆システム利用（操作）に関する問合せ先

「電子入札システムコールセンター」

T E L : 0 1 2 0 - 3 3 2 - 6 3 8 （平日9時から17時まで）

e-mail : info-nyusatsu@ebid-osaka.jp

◆手続に関する問合せ先

「八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）」

T E L : (直通) 0 7 2 - 9 2 4 - 3 8 3 4

（平日8時45分から12時00分まで、12時45分から17時15分まで）

F A X : 0 7 2 - 9 9 6 - 1 9 9 3

e-mail : shinseik89faq@city.yao.osaka.jp

8. 資格有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

9. 提出書類 「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」、「▲＝市内業者のみ提出」

No.	提出書類	様式		提出	参照	
-	宛先シート	指定様式	-	○	P 5	
-	フラットファイル ※市内新規業者は2冊、市内継続業者及び市外業者は1冊必要			○		
-	提出書類チェックリスト（工事）			○		
1	八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（工事）【令和7年度受付用】	様式1（工事）	原本	○	P 6	
2	許可証明書 ※建設業許可通知書でも代用可	官公署発行	写し可	○		
3	登記簿謄本又は住民票			○		
4	印鑑証明書			○		
5	使用印鑑届兼委任状	様式2	原本	○	P 7	
6	暴力団排除に係る誓約書	様式3		○		
7	国税納税証明書	官公署発行	写し可	○	P 8	
8	市税納税証明書 【法人市民税又は住民税】 【固定資産税※納税義務がある場合のみ要提出】			○		
9	営業所一覧表	様式4 ※許可申請時に提出したもの等でも可		○	P 9	
10	営業所所在地等報告書 ※市内業者のみ要提出	様式5	原本	▲		
11	八尾市技術者事前登録制度に係る誓約書 ※市内新規業者のみ要提出	「技術者事前登録制度について」を参照のうえ、必要書類を提出すること。		▲		
12	営業所専任技術者届 ※市内新規業者と市内継続業者で希望業種に変更のある業者のみ要提出			▲		
13	技術者名簿 ※市内新規業者と市内継続業者で希望業種に変更のある業者のみ要提出			▲		
14-1	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）	国土交通省統一	写し可	○	P 10	
14-2	社会保険に関する誓約書 ※経営事項審査結果通知書において、社会保険に関する事項が事実と異なる場合のみ要提出	様式6 ※根拠となる書類も添付	原本	△		
15	申請者整理票（申請者データ）	システムに登録及び紙ベースでも提出			○	P 11
16	八尾市電子入札等パスワード登録申請書 ※新規業者のみ要提出	様式7	原本	△		
17	外字（ガイジ）届	様式8		△		
18	資本関係・人的関係調書 ※資本関係・人的関係がある場合のみ要提出	様式9		△		
19	申請書受領確認書（返信用はがき）	様式11（工事）		△		

10. 提出書類作成上の注意事項

○宛先シート

封筒の表面に貼付すること。なお、貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

○フラットファイル

ア A4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの（色の指定はなし）。

イ 表紙・背表紙には商号又は名称を記入すること（下イメージ図参照）。

【市内（継続）業者の場合】

[9. 提出書類]に示す書類（No.1～10）に穴を開け、番号順に綴じること。

※No.12～19 は、ファイルに綴じないこと。（左記のうちNo.12 及びNo.13 は、登録業種に変更等が生じる場合は必ず提出すること。）

【市内（新規）業者の場合】

①参加申請用と②技術者事前登録制度用にファイルを分けて、[9. 提出書類]に示す書類に穴を開け、番号順に綴じること。

①参加申請用…No.1～10、②技術者事前登録制度用…No.11～13

※No.14～19 は、ファイルに綴じないこと。

【市外業者の場合】

[9. 提出書類]に示す書類（No.1～9 及び 14）に穴を開け、番号順に綴じること。

※No.15～19 は、ファイルに綴じないこと。

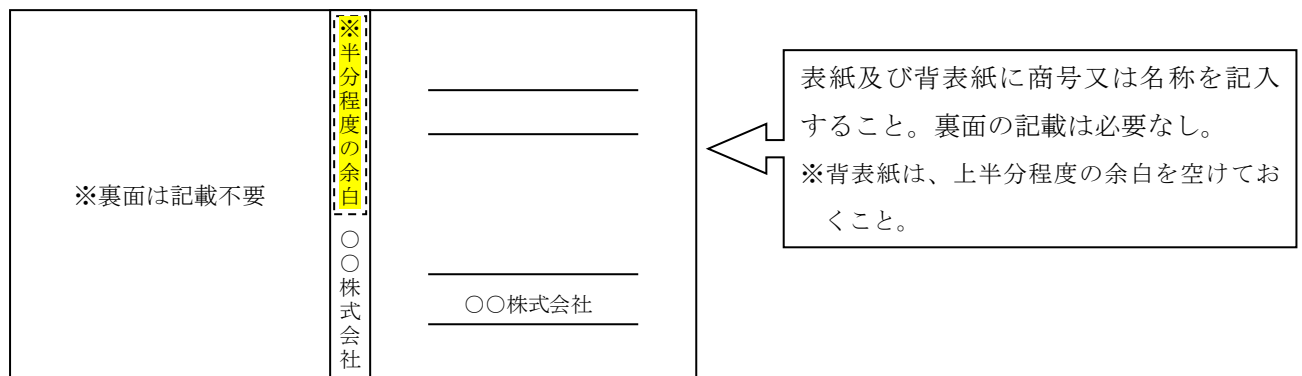
○提出書類チェックリスト（工事）

ア 提出書類を郵送する前に、本チェックリストで書類の確認をすること。

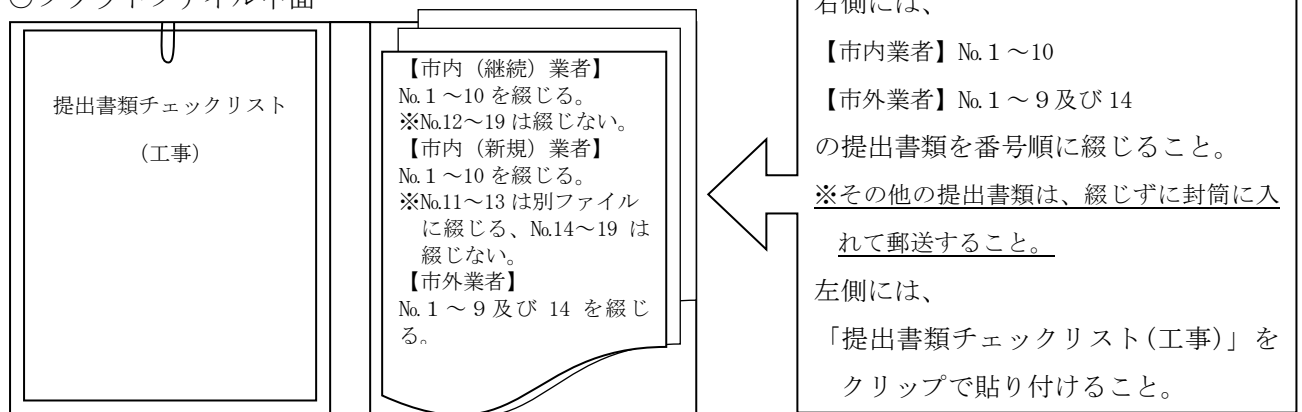
イ 記入後、ファイルの中面左側に、クリップ留めのうえ提出すること（下イメージ図参照）。

■書類の綴じ方（イメージ）■

○フラットファイル表面



○フラットファイル中面



No. 1 「八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（工事）【令和7年度受付用】」

※記載例を参考にし、漏れなく記入すること。また、申請書に入力した項目はその他書類にデータを反映させているため、間違いのないよう入力すること。

ア 申請者は、本社・本店の代表者であること。

イ 印鑑は、代表者の実印（提出した印鑑証明書と同じもの）を押印すること。

ウ 所在地について、建設業許可を受けている住所を記載すること。登記簿上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所の上（郵便番号の上）に登記簿上の住所を（ ）書きで記入すること。

エ 申請する業種については、希望順に記入すること。

オ 本社・本店で建設業法第3条の許可を受けていても、「契約する支社・支店等」で許可を受けていない工事の業種については、申請不可。

カ 「従業員数」欄には、申請時において事業に従事している会社全体の従業員数を記入すること。また、従業員数には代表者及び役員も含めること。

No. 2 「許可証明書」

申請する業種に対応した、許可行政庁が発行する入札参加資格審査申請時において最新の許可証明書又は許可確認証（建設業法第3条の規定による）を提出すること。なお、許可証明書又は許可確認証の提出ができない場合は、入札参加資格審査申請時において最新の建設業許可通知書又は国土交通省建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報でも可とするが、内容に変更が生じている場合は、許可行政庁に提出した変更届の写しをあわせて提出すること。

No. 3 「登記簿謄本」又は「住民票」（令和6年10月1日以降に発行されたもの）

区分	必要な書類	発行場所
法人の場合	商業登記簿謄本 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)	法務局
個人の場合	代表者個人の住民票の写し ※マイナンバーが記載されていないもの	市区町村役場

No. 4 「印鑑証明書」（令和6年10月1日以降に発行されたもの）

区分	必要な書類	発行場所
法人の場合	印鑑証明書	法務局
個人の場合	印鑑登録証明書	市区町村役場

No. 5 「使用印鑑届兼委任状」

ア 入札・見積への参加、契約の締結及び請負代金の受領等の取引行為に使用する印鑑を押印して提出すること。

イ 実印を使用印とする場合も、使用印の欄に実印を押印して提出すること。

※社印を使用印とすることは可。

ウ 代理人（受任者）を選任する場合の委任期間は、資格有効期間と同じとする。

No. 6 「暴力団排除に係る誓約書」

八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でない旨の誓約書を提出すること。

内容については「本市ホームページ」－「事業者向け」－「入札/契約」－「入札関係情報（工事、工事に伴う業務）」－「八尾市契約関係暴力団排除対策【契約検査課】」を参照。

No. 7 「国税納税証明書」（令和 6 年 10 月 1 日以降に発行されたもの）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	法人税・消費税及び地方消費税（様式その 3 の 3）	税務署
個人の場合	所得税・消費税及び地方消費税（様式その 3 の 2）	税務署

ア 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による電子納税証明書での提出も可とする。

イ 納期限未到来分があるものを除き、納期限到来分について完納した証明が必要。なお、納期限未到来分について、その納期限が本申請期間中の場合、再度提出を求めることがある。

ウ 納期限到来分について未納（分納を含む。）がある場合、失格となる。

エ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。

国税庁ホームページ

・納税証明書の交付請求について

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

・電子納税証明書（電子ファイル）について

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

No. 8 「市税納税証明書（法人市民税又は住民税及び固定資産税）」

ア 原則、滞納のない証明書（令和 6 年 10 月 1 日以降に発行されたもの）を提出すること。

イ 本市との契約を、本社・本店名義で締結する場合は、本社・本店の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。また、支社・支店名義で締結する場合は、支社・支店の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。

ウ 所在地の市区町村により滞納のない証明書が発行されない場合は、以下(1)及び(2)の納税証明書を提出すること。（(2)については、固定資産税の納税義務者のみ。）

(1) 市税納税証明書（法人市民税又は住民税）（令和 6 年 10 月 1 日以降に発行されたもの）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	法人市民税（直近 1 事業年度分）	市区町村役場
個人の場合	住民税（令和 5 年度分の証明）	市区町村役場

ア 法人市民税（直近 1 事業年度分）について、事業年度の変更により 1 事業年度が 12 月に満たない場合は、期間が合計 12 月以上となるよう複数年度分提出すること。

イ 納期限未到来分がある場合でも、納期限到来分について完納した証明書の提出が必要。

ウ 納期限到来分について未納（分納を含む。）がある場合、失格となる。

エ 住民税非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。

(2) 市税納税証明書（固定資産税）（令和6年10月1日以降に発行されたもの）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	土地家屋にかかる固定資産税(令和5年度分の証明) 償却資産にかかる固定資産税(令和5年度分の証明)	市区町村役場
個人の場合		

ア 納税義務がある場合に限り提出が必要。

※納税義務の有無については、No. 1 申請書の④欄にチェックをすること。

イ 納期限未到来分がある場合でも、納期限到来分について完納した証明書の提出が必要。

ウ 納期限到来分について未納（分納を含む。）がある場合、失格となる。

No. 9 「営業所一覧表」（許可申請又は更新時に提出したもの等でも可）

許可申請又は更新時に提出したものを提出する場合は、最新の情報のものに限る。また、指定様式以外の申請者が独自で作成したものを提出する場合は、営業所等における建設業の許可業種を明記したものに限る。なお、国土交通省建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報でも可とするが、内容に変更が生じている場合は、許可行政庁に提出した変更届の写しをあわせて提出すること。

No.10 「営業所所在地等報告書」※市内業者のみ要提出

登録する業種に関係なく、全ての市内業者において提出が必要。

なお、市内業者のうち「土木一式工事」又は「舗装工事」を申請する者で、令和7年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加を希望する場合は、本市ホームページ「令和7年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加申請について（<https://www.city.yao.osaka.jp/0000048790.html>）」にある八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加申請書提出要領、八尾市地域貢献精通型指名競争入札試行要綱及び八尾市地域貢献精通型指名競争入札の概要を確認のうえ、必要書類を提出すること。

No.11 「八尾市技術者事前登録制度に係る誓約書」※市内新規業者のみ要提出

別紙「技術者事前登録制度について」を参照のうえ、必要書類を提出すること。

No.12 「営業所専任技術者届」※市内新規業者と市内継続業者で変更のある業者のみ要提出

別紙「技術者事前登録制度について」を参照のうえ、必要書類を提出すること。

No.13 「技術者名簿」※市内新規業者と市内継続業者で変更のある業者のみ要提出

別紙「技術者事前登録制度について」を参照のうえ、必要書類を提出すること。

No.14-1 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査結果通知書）

〔5. 受付期間〕に示す受付終了日（令和6年12月20日）時点において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和5年5月21日以降のもの）の写しを提出すること。

※有効な経営事項審査結果通知書とは審査基準日から1年7ヶ月以内のものを指す。

※申請する業種については、総合評定値（P点）の通知を受けていることが必要。

ア 社会保険の加入について

本市では、建設事業者の「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」（以下「社会保険」という。）の加入を資格要件（法令により適用除外とされる事業者は除く。）とし、以下のとおり取り扱うものとする。

イ 加入の確認について

「経営事項審査結果通知書」の「その他の審査項目（社会性等）」の欄により確認する。

健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入については、適用除外となるケースがあるがその場合は加入しているものと扱う。この場合、経営事項審査結果通知書には「除外」と表示されているので確認すること。

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の		
営業年数		年

すべての保険が「有」又は「除外」の場合は、受付できます。

なお、経営事項審査結果通知書において、いずれかの社会保険の加入の有無について「無」とされている場合は、原則、受付はできない。

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の		
営業年数		年

いずれかの保険が「無」の場合は、原則として受付できません。

No.14-2「社会保険に関する誓約書」※経営事項審査結果通知書において、社会保険に関する事項が事実と異なる場合のみ要提出

経営事項審査の審査基準日に未加入の社会保険があつたが、その後、当該社会保険に加入等した場合は、「社会保険に関する誓約書」及び以下に該当する書類を提出すること。（当該社会保険が審査基準日以後に適用除外となった場合は「社会保険に関する誓約書」のみで可）

- (1) 経営事項審査結果通知書の雇用保険加入の有無が「無」となっており、審査基準日以後に加入した場合

提出書類：雇用保険適用事業所設置届事業主控（写し）

※公共職業安定所（ハローワーク）の受理印があるもの

- (2) 経営事項審査結果通知書の健康保険加入・厚生年金保険加入の有無が「無」となっており、審査基準日以後に加入した場合

提出書類：健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（写し）

※年金事務所長の証明印があるもの

No.15 「申請者整理票」(申請者データ)

インターネットを利用して、システムにアクセスし、取得した「申請者整理票」に必要事項を入力し、システムに登録すること。また、「申請者整理票」を印刷し、郵送書類に同封のうえ提出すること。(詳細については、[6. 申請方法] を参照。)

No.16 「八尾市電子入札等パスワード登録申請書」※新規業者のみ要提出

八尾市電子入札システムに使用する電子認証カード(ＩＣカード)の利用者登録時及び八尾市建設工事等業者登録受付システムの変更・更新時に使用するパスワードを記入して提出すること。

No.17 「外字(ガイジ) 届」

申請者や受任者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名の中に、外字(申請者整理票に入力できない文字)がある場合は、代用する当て字を記入して提出すること。

(例)「高」⇒「髙」、「崎」⇒「崎」、「吉」の「士」の部分「土」であることなど、システムで文字入力できない場合は「当て字」で入力し、外字届には外字を手書きで記入の上、提出すること。

No.18 「資本関係・人的関係調書」

ア No. 1 申請書の⑤欄の有無にチェックをすること。

イ 他の八尾市建設工事等競争入札参加資格者間において資本関係(親会社又は子会社)・人的関係(役員の兼務)がある場合は、資本関係・人的関係調書を提出すること。

※入札時における資本関係・人的関係の取扱いについては、建設工事等競争入札心得など当該入札に係る資料を適宜確認すること。

No.19 「申請書受領確認書(返信用はがき)」

はがき表面(宛名面)には商号又は名称及び所在地を記入の上、85 円分の切手を貼り付け、はがき裏面には申請様式内の「申請書受領確認書」を必ず転写、又は、貼り付けて提出すること。

なお、宛名は行政書士等のものでも可とするが、その際は申請者名(商号又は名称)が分かるように記載すること。

1 1. 申請にあたっての注意事項

(1) 以下の項目に該当するものは、申請が無効になるので注意すること。

ア 受付期間後に到達した場合

イ 代表者が同一である個人及び法人が重複して申請した場合(ただし、申請する業種が異なり、かつ、その合計が2業種(市内業者は5業種)以内である場合又は事業協同組合で申請する場合等を除く。)

(2) 各証明書類については、発行官公署の証明日が令和6年10月1日以降であること(許可証明書又は許可確認証は除く。)。なお、鮮明なものであれば、写しでも可とする。

(3) 年度途中での業種の変更及び希望順位の変更は一切認めないので注意すること。

(4) 事業協同組合で申請する場合は、[9. 提出書類] 以外に定款、役員名簿及び組合員全員の名簿を提出すること。

12. その他の注意事項

(1) 資格審査について

- ア 資格審査に際し、問い合わせや別途資料の提出を求めることがある。そのため、提出書類チェックリストの申請書担当者欄には本申請に係る問い合わせ等に対応できる者を記入すること。
- イ 提出書類に関し、虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、不備がある場合は、失格となることがあるので注意すること。

(2) 審査結果について

令和7年4月1日以降に、[令和7年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿]を本市情報公開コーナー及び本市ホームページで公開するので、その掲載をもって審査結果の通知に代える。なお、入札参加資格を有しない者については、その理由を付して別に通知する。

(3) 格付けについて

- ア 等級別格付けの対象業者及び対象業種は、次のとおり。
 - ・格付対象業者：市内業者
 - ・格付対象業種：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事
- イ 等級別格付けは、1年毎に見直す。
- ウ 令和7年度の等級別格付けは、今回の申請で提出された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）」の総合評定値（P点）に基づいて行う。

(4) 指名等について

審査の結果、有資格者となっても、資格有効期間中に指名等がない場合がある。

(5) 提出書類等について

審査の結果に関わらず、提出された書類は一切返却しない。

(6) 変更届の提出について

提出内容に変更が生じた場合は、本市ホームページを参照して遅滞なく変更届を提出すること。
変更届を提出せずに行った入札等は無効となり、入札参加停止措置の対象となる場合がある。

(7) 契約締結時について

- ア 建設業退職金共済組合加入に協力のうえ、契約を締結した時には、原則、建設業退職金共済組合の証紙を購入すること。
- イ 契約を締結した時には、必ず労災保険の成立証明書等の提出が必要となる。

(8) メールアドレスについて

指名競争入札の指名連絡及び入札情報の緊急連絡等は電子メールで行う。
このため、[6. 申請方法]におけるシステム登録時には必ずメールアドレスの登録を行うこと。
また、当該メールアドレスを変更する場合は、速やかに変更届を提出すること。

(9) 電子入札システムの利用者登録について

令和7年4月1日以降の競争入札参加資格者名簿に登載された者で、電子入札発注案件に参加する者は、事前に電子認証カード（ICカード）を本市電子入札システムへ利用者登録する必要がある。

以上